

## 大阪府 SDGs 推進本部設置要綱

### (目的)

第1条 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、府施策の総合的推進を図るため、府内関係部局による大阪府 SDGs 推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表(1)に掲げる本部員をもって組織する。

### (所管事項)

第3条 本部は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) SDGs の理念の普及、理解の促進に関すること。
- (2) SDGs の達成に向けた取組の推進に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

### (会議)

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

### (幹事会)

第5条 第3条の所管事項に関する連絡調整を行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び別表(2)に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画室長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

### (事務局)

第6条 本部の事務局は、企画室に置く。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表(1)

副首都推進局長  
危機管理監  
政策企画部長  
総務部長  
財務部長  
府民文化部長  
I R 推進局長  
福祉部長  
健康医療部長  
商工労働部長  
環境農林水産部長  
都市整備部長  
住宅まちづくり部長  
会計管理者兼会計局長  
議会事務局長  
教育長  
監査委員事務局長  
人事委員会事務局長  
警察本部総務部長

別表(2)

副首都推進局総務担当課長  
危機管理室防災企画課長  
青少年・地域安全室治安対策課長  
政策企画部政策企画総務課長  
政策企画部企画室計画課長  
総務部法務課長  
総務部市町村課長  
財務部財政課長  
府民文化部府民文化総務課長  
府民文化部都市魅力創造局国際課長  
I R 推進局企画課長  
福祉部福祉総務課長  
健康医療部健康医療総務課長  
商工労働部商工労働総務課長  
環境農林水産部環境農林水産総務課長  
都市整備部都市整備総務課長  
住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長  
会計局会計総務課長  
議会事務局総務課長  
教育庁教育総務企画課長  
監査委員事務局監査第一課長  
人事委員会事務局任用審査課長  
警察本部警務部警務課長